

## 令和 5 年度運営指導結果等について

## I 実施数 26 事業所

## II 指導事項及びその内容（口頭指導を含む）

## 1 全サービス共通事項

## (1) 令和 3 年度介護報酬改定における経過措置対象項目について

令和 3 年度介護報酬改定における運営基準の改正に伴い、感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進等について、令和 6 年 3 月 31 日までに体制を整備する必要があります。対応が不十分な項目がありますので、経過措置終了までに対応すること。（未対応の場合は、令和 6 年度から減算の対象になるものがあります。）

## (2) 運営規程等の書類整備について

運営規程、重要事項説明書、契約書等の書類について、内容に誤記や書類間の不整合があったため、作成にあたって留意すること。また、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を経過措置終了までに定めること。

## (3) 重要書類の掲示について

運営規程、重要事項説明書、指定通知書を掲示または閲覧可能なファイル等で見やすいように備え置くこと。

## (4) 研修計画について

高齢者虐待や感染症対策等の研修を含む研修計画を策定し、研修を定期的の実施すること。

## (5) 個人情報の取り扱いについて

やむを得ず FAX で情報提供を受ける際は、個人情報はマスキングして FAX するように伝え、後日、原本を受領しその原本を保存すること。

事務室内で相談業務を行っているため、事務室内での個人情報の管理は十分注意すること。

## (6) 同意書等の記入漏れについて

重要事項説明書、契約書、同意書等について、日付・利用者氏名・説明者氏名等の記入漏れが見受けられたため、記載すること。また、個人情報の使用について、家族代表の同意がないものが見受けられたので同意をもらうこと。

(7) 代筆により署名を受ける場合について

居宅サービス計画や個別サービス計画等への同意の署名が代筆による場合、利用者本人の名前だけでなく、代筆者の名前及び続柄の記入を求めること。

(8) サービス担当者会議の記録について

ケアマネジャーの記録のみでサービス担当者会議の事業所出席者の記録がないものが散見された。サービス担当者会議は、介護サービスに関わるスタッフ全員が、利用者の意見や心身の状態、家族の要望などの課題を共有し、同じ目線で支援の方向性を考えるための重要なプロセスであるため、必ず出席者が記録を作成し、スタッフ間で情報共有すること。

(9) 介護記録について

利用者のサービス利用時の状況について把握できるよう、日々の介護記録に具体的な支援内容や利用者の心身の状況等（本人の言葉や表情等）を記録すること。また、家族やケアマネジャー、病院など報告や連絡をした内容を記録すること。

(10) 運営推進会議について（地域密着型サービス）

運営推進会議の記録を作成し、公表すること。

(11) 居宅サービス計画と個別サービス計画の整合について

居宅サービス計画書と個別サービス計画書で、長期目標や短期目標、計画期間などに整合性が見られないものがあつたので整合させること。

(12) 基本情報、アセスメントについて（居宅介護支援以外）

基本情報（フェイスシート）、アセスメントシートのないものや情報量が少ないものが見受けられた。ケアマネジャーからの基本情報だけでは不十分である。課題を導き出すために、本人の身体状況や思い・環境・生活歴・既往歴・服薬情報・趣味・生きがいなどの情報収集を行い、新しく知り得た情報を追加して最新のものをサービス事業所において記録すること。利用者の状態に変化があつた時や、少なくとも認定期間の更新のタイミングでは再アセスメントをすること。

(13) 短期目標・長期目標について

内容が漠然としているものやスタッフの目標となっているものが見受けられた。解決すべき課題を明確にし、利用者と一緒に話し合い本人のできるこ

に目を向け、具体的に記載されたい。

【長期目標】利用者の望む生活や最終的に目指す達成可能な目標

【短期目標】長期目標を達成するための段階的な目標、達成可能な具体的な目標

#### (14) モニタリング及び目標の見直しについて

モニタリングについて、6か月に1回程度は計画に対して評価すること。目標毎にどの程度達成できているか検証し、本人の状況の変化を含め具体的に記載すること。また、目標が達成できていたら、もっと自立に向けた目標を設定し、達成できなかつたら、達成可能な目標に見直しすること。

#### (15) 領収書について

領収書に医療費控除の記載がされていない。訪問看護や居宅療養管理費等の医療系サービスと併せて通所介護または訪問介護（生活援助中心型を除く）を利用した場合は医療費控除の対象となります。医療費控除に対応した適切な領収書を作成すること。

## 2 居宅介護支援事業所

### (1) 公正・中立なケアマネジメントの確保について

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者からケアマネジャーに対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、重要事項説明書等の利用者に交付する文書に明記すること。そして、その内容について丁寧に説明した上で、理解したことについて署名を得ること。（未実施の場合は、減算の対象になります）

また、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、事業所選定の経緯を経過記録に記録すること。

### (2) 居宅サービス計画について

居宅サービス計画等に、同意のサインがないものが見受けられた。代筆の場合は、本人の名前及び代筆者の名前、続柄等を記入してもらうこと。併せて、支援経過記録に本人及び家族に説明し同意を得たという記録を残すこと。

サービス事業所から個別計画書や情報提供等を受け支援に活かすこと。また、居宅サービス計画と個別計画書の目標に整合性のないものがあれば、サービス事業所と調整されたい。

(3) 特定事業所集中減算について

判定期間毎に特定事業所集中減算の確認書を作成し、2年間保管すること。

3 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・総合事業通所型サービス

(1) 職種ごとの配置の明確化について

営業日毎に生活相談員はどの職員を配置しているのか、介護職員や機能訓練指導員はどの職員を配置しているのかなど、職種ごとにどの職員が配置されているか、勤務表や業務日誌などにおいて明確にすること。

(2) 他事業所との兼務について

他の事業所と兼務している職員がいる場合は、それぞれの事業所の業務日誌や出勤簿に勤務実績を記録するとともに勤務表で勤務時間を明確に区別して勤務体制を管理すること。

(3) 通所介護計画について

サービス提供内容がどの利用者にもほぼ同様の内容になっている。本人・家族の希望や生活状況、日常生活動作の状況などから、支援の必要性をアセスメントし、具体的で個別性のある支援計画を立てること。

通所介護計画について、本人サイン（代筆者の場合は本人、代筆者と続柄）や、説明者氏名に未記載のものが散見されました。必ず記入してもらうこと。

(4) 地域密着型通所介護の利用者について

地域密着型通所介護の利用者は、山陽小野田市民を優先的に対象とし、市外の利用者は定員の2割以下が望ましい。新規受入者については山陽小野田市民を優先すること。

(5) 運営推進会議について（地域密着型サービス）

運営推進会議の要件を満たした会議を実施していない。年に2回、会議を開催し、サービスの質の確保を図ること。また、記録を作成し、公表すること。

(6) 個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算は、機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画を作成し、3月ごとに利用者の自宅を訪問した上で評価を行い、計画を見直す必要がある。基準要件を満たしていない場合は加算を算定できません。また、お泊りデイサービスを長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、個別機能訓練加算を算定することは基本的には想定されていません。

機能訓練指導員不在の日は算定されていないが、解釈通知にあるように機能

訓練指導員配置の日をあらかじめ定め周知すること。

(7) 居宅療養管理指導について

居宅療養管理指導は、『デイサービスに薬を配達する』のではなく『居宅を訪問して服薬の指導をする』ものです。有料老人ホーム入所中の方に対しては、居室で指導を受けること。

(8) ケアマネジャーへの情報提供について

担当ケアマネジャーへの情報提供を毎月必ず行うこと。

(9) お泊りデイサービスについて

お泊りデイサービスは、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」では緊急時又は短期的な利用に限ってサービス提供するとあるので長期にわたるサービス提供は控えること。また、個人別の介護支援記録を作成するなど、指針に沿った運営をすること。事故発生時は、市へ報告すること。

4 認知症対応型共同生活介護

(1) ケアプランについて

ケアプランの目標が、スタッフの目標になっている。利用者の希望やアセスメントから得られた解決すべき課題を中心として、介護保険サービス以外のサービスを含めたケアプランを立てる必要がある。また趣味や関心・生きがい等の情報収集を行い、重度化防止・自立支援に向けたケアプランを他職種が協働して作成すること。

(2) 内部及び外部評価について

内部及び外部評価は、年に1回実施し、その結果を運営推進会議で報告し、公表するとともに市へ提出すること。

5 総合事業訪問型サービス

(1) 同一の建物に居住する利用者以外に対するサービス提供について

令和3年4月の介護保険制度改正により、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとされたため、同一の建物に居住する利用者以外に対して、積極的にサービスを提供されたい。